

令和7年 美郷町議会議事録

第1回 定例会（第5号）

招集年月日	令7年 2月 26日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和7年 3月 14日 午前 9時30分				
		議長 原克美				
	閉会	令和7年 3月 14日 午前11時37分				
		議長 原克美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 11名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長(6)	原克美	○	8	藤原修治	○
	副議長(7)	福島教次郎	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	旗根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○
	5	中原保彦	○			

会議録署名員	8番	藤原修治	9番	山本幹雄
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸 隆	住民課長	志村 幸恵
	副町長	山根 啓史	健康福祉課長	石田 圭司
	教育長	阿川 俊治	産業振興課長	行田 将士
	総務課長	中原 輝文	美郷バレー課長	安田 亮
	企画推進課長	行田 綾子	建設課長	三上 智央
	情報・未来技術戦略課長	佐竹 一輝	大和事務所長	吉村 猛
	美郷暮らし推進課長	永妻 孝司	教育課長	旭林 修範
	会計課長	森原 健次		
職務により議会に出席した者の職・氏名		議会事務局長 井原 武徳 議会事務局員 大畠 真紀		
議事日程		別紙のとおり		
会議に付した事件		別紙のとおり		
会議の経過		別紙のとおり		

令和7年美郷町議会第1回定例会議事日程

(第 5 号)

令和7年3月14日(金) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	行政報告
3	一般質問
4	委員会審査報告及び質疑
5	議案の討論及び表決 【条例案】 議案第 6号 美郷町課設置条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 7号 美郷町デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 8号 美郷町サテライトオフィス条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 9号 美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第10号 美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第11号 美郷町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第12号 美郷町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について

	<p>議案第13号 美郷町借上型町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第14号 美郷町ファミリー向け移住住宅条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第15号 美郷町簡易給水施設条例の一部を改正する条例の制定について</p>
	<p>【予算案】</p> <p>議案第16号 令和7年度美郷町一般会計予算</p> <p>議案第17号 令和7年度君谷診療所特別会計予算</p> <p>議案第18号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計予算</p> <p>議案第19号 令和7年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算</p> <p>議案第20号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>議案第21号 令和7年度美郷町簡易水道事業会計予算</p> <p>議案第22号 令和7年度美郷町下水道事業会計予算</p>
	<p>【一般事件案】</p> <p>議案第23号 辺地に係る総合整備計画の策定について</p> <p>議案第24号 辺地に係る総合整備計画の策定について</p> <p>議案第25号 辺地に係る総合整備計画の策定について</p> <p>議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第28号 財産の取得について</p> <p>議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて</p> <p>議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて</p>
6	<p>発委の上程、説明、質疑、討論及び表決</p> <p>発委第1号 美郷町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部</p>

	<p>を改正する条例の制定について</p> <p>発委第 2号 美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>発委第 3号 美郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
7	議員派遣の件
8	委員会の継続審査調査付託

(開会午前9時30分)

●原議長

おはようございます。

ただいまの出席委員は10名でありますので、定足数を満たしております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番・藤原修治議員、9番・山本議員を指名いたします。

日程第2、行政報告を議題といたします。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、2点ご報告をいたします。

1点目に、職員の退職、採用予定についてです。3月末の退職予定者は2名、4月の新規採用職員は1名を予定をしています。

2点目の工事発注状況につきましては、11月下旬から2月下旬までの状況をタブレットに配信しています。以上で報告を終わります。

●原議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第3、一般質問を行います。

通告8までの一般質問が終了しておりますので、本日は、通告9の一般質問を行います。

通告9、5番・中原議員。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

おはようございます。最後の質問者になりました。共産党の中原です。1時間の予定ですけど、よろしくお付き合いを願いします。今回の私のテーマは、高齢者の高齢化、一人暮らし化の進行と支援策の強化についてということで、質問をさせていただきます。今年は、2月から3月にかけて、久しぶりの寒波、積雪でですね、高齢者の皆さん的生活・困難に思いをはせることが多くありました。町に問い合わせてみると、この段階の話ですけども、65歳以上の人一人暮らしは677人、世帯の4割に及ぶ、こういうことでした。私が暮らしております酒谷地域でもですね、ほぼ同様の水準であります。皆さんに直接・間接に、様子を伺いますと、「急に体調が悪くなり、意識も遠くなつたが、早助に手が触れて、近所や身寄りにも連絡がとれて助かった」こういうお話をありました。また、自治会の役員さんから、「大丈夫かね」と声がかかったのでほつとしたと。さら

に、近所の方が、雪かきをしてくれて、外へ出られるようになった。こういうお話もありました。私のうちなども県道に出るまで大変なんすけども、雪かきをしてもらいまして、ほぼ滞りなく、軽トラックも県道まで出せるという状況になりました。また、「物価高騰が続き、少ない年金で日々の暮らしや施設利用などの費用が大変になった」こういうお話を伺いました。「大体、10万円足らずの年金、その中から、いろんなこの費用を捻出して、この物価高で本当に大変なってる」というお話を伺いました。改めて、高齢者の皆さんのお暮らしを見守り支える、このことの大切さを痛感をした次第でございます。施政方針の中で、町長は、第9期美郷町高齢者福祉計画を踏まえて、住民主体で、高齢者のサポートや、交流の場づくりなどに取組む連合自治会単位での生活支援体制づくりを引き続き進めてまいります。こういうふうに述べておられます。そこで、美郷町における高齢者の実態と、高齢者支援について、次のとおり、お尋ねいたします。第1点は、美郷町における高齢者の実態、一般的に、65歳以上と言われておりますが、そこから、10歳区切りで、一人暮らしあるいは高齢者の二人暮らし、子どもさんやお孫さんなどと同居されてるこういう状態、高齢者の置かれてる状態についてですね、世帯数などの状況をお尋ねします。2点目、政府は、2015年に介護保険法の大幅な改定を行いました。2000年に介護保険法は成立しておりますが、それ以来の最大の改定になりました。この大幅な改定によって、要支援者サービスが見直しで、要支援者サービスのうち、ホームヘルプそれからデイサービス、これを市町村が実施主体の新総合事業へ移行して、住民主体の支援など、サービスの多様化を促進すると。こういうことを謳い文句にしまして、10年後の2025年を目途に、中長期的な視野に立った施策の展開を図ると。こういうふうに政府は言ってまいりました。今年は2025年ですから、ちょうど、その10年後に当たりますので、美郷町の高齢者支援のこれまでの到達点の状況、結果ですね。について、その評価も含めてお尋ねいたします。3点目には、具体的な施策として、支援策として、次のことをご検討されるお考えはありませんか。ということで、4点挙げております。一つは、先ほどもちょっと述べましたが、緊急時の連絡手段である早助ですね。私、早助というのをこういう漢字を使うというのは初めて知ったんですね。早く助けるっていうこと。この早助をですね、希望者に無償で貸与すると。このことをご検討されるお考えはないでしょうか。2つ目に、施設利用料ですね、これに対する補助制度を創設する。このこともお願いしております。先ほどもちょっと述べましたけども、施設に行きたいんだけども、なかなか年金の中でですね、施設利用料を捻出するのは容易でない。こういう声も聞いております。3つ目になりますが、医師の診断書に基づき、補聴器を購入する場合に、補助制度を創設出来ないか、このことをご検討されるお考えはないでしょうか。ここ1、2年の間にですね、県内でも補聴器に対する補助制度というのは、幾つか市町村で広がっております。なかなか補聴器もですね、ピンからキリまであるんですね。安いのは本の数万円であるんですけども、高いものになると30万ぐらいするということで、安いのだと付けてても、ざーざー雑音が入ってですね。ずっとついている気にならないと。こういう声もあります。したがって、一定の質を持った、テレビでやってる楽ちんヒアリングなんてのはどういうものかよく分からないんですけども、雑音もなくですね、つけておられる、こういう補聴器を購入する場合に一定の費用もかかりますので、補助制度を創設出来ないか。ご検討する考えはないでしょうか。4点目に、今回のような大雪、積雪ですね、こういう災害時に、高齢世帯、

とりわけ一人暮らしの方が、一時的に避難できる住宅を確保できるように、このこともご検討されるお考えはないでしょうか。以上4点をですね、具体的な支援策として、提起をさせていただいております。以上でございます。よろしくお願ひします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、中原議員の高齢者の高齢化、一人暮らし化の進行と支援策の強化のご質問にお答えをいたします。初めに、1点目の美郷町における高齢者の実態についてお答えをいたします。今回お答えさせていただきます数値は、住民記録のデータに基づくもので、生活されている実態と必ずしも一致するものではないことをまずお断りをしておきます。特に一人暮らし世帯数には、施設入所者が含まれていることもございますので、申し添えておきます。65歳から74歳までの高齢者は、一人暮らし世帯が198世帯、高齢者の2人暮らし世帯187世帯、同居世帯54世帯です。75歳から84歳までの高齢者は、一人暮らし世帯、232世帯、高齢者の2人暮らし世帯134世帯、同居世帯156世帯です。85歳から94歳までの高齢者は、一人暮らし世帯184世帯、高齢者の2人暮らし世帯37世帯、同居世帯113世帯です。95歳から104歳までの高齢者は、一人暮らし世帯64世帯、高齢者の2人暮らし世帯0世帯、同居世帯30世帯です。105歳以上の高齢者は、1人暮らし世帯、高齢者の2人暮らし世帯は、いずれも0世帯で、同居世帯が1世帯となっています。続きまして2点目の美郷町の高齢者支援の到達点の状況と評価についてお答えをいたします。平成27年度の介護保険制度改革により、従来からの地域支援事業の中に、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業が創設をされました。この総合事業は、市町村の主体性を重視し、地域支援事業において、多様なマンパワー・社会資源の活用を図りながら、要支援者や2次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービスを市町村の創意工夫により、総合的に提供をしていくものです。邑智郡の3町では、平成27年度から28年度までの2年間を、多様なサービス提供体制の整備を行う機関として準備を行い、平成29年度から新しい総合事業を実施をしています。総合事業の開始以降、特に注力してきたのが、住民主体による日常生活支援事業の実施体制の整備です。連合自治会など、地域住民組織が中心となって支援を必要とする高齢者に対して、相談対応、見守り、日常生活における軽微な生活支援サービスを地域住民が自主的に主体的に提供していく体制を整備するものです。その体制の運営を中心となって運営していただく、生活支援コーディネーターの配置を進めてまいりました。平成30年度に、町内の3つの地域に1名ずつ、計3名を配置しました。以降、連合自治会との協議を続けて、令和6年度には7つの地域に7名を配置し、相談対応、見守りや生活支援サービスの提供などにご尽力をいただいている、そのうち4つの地域で、軽微な生活支援事業を実施していただいております。また、令和7年度から新たに1つの地域で生活支援事業の実施に向けて準備をしておられます。第9期美郷町高齢者福祉計画において、住民主体による生活支援体制の整備地域数を令和8年度に6つの地域で整備することを目標としております。目標とする地域数に、あと1地域という現状から、評価につきましては、おおむね順調に進んでいるものと考えています。3点目の具体的な支援策として、次のことを検討される考え方はないか、という問についてお答えをいたします。1つ目の緊急通報装置サスケにつきましては、高齢者、

障がい者のみで構成される世帯に対して、日常生活の不安全感の解消と、急病、災害時などの緊急時に、迅速かつ適切な通報手段を確保することを目的に、町から貸与して利用をしていただいております。利用者には、設置時に1万円、月額利用料として500円を負担をしていただいています。独居の方や高齢者の2人暮らしの世帯の方には、地域で暮らしていただるために必要ですので、恒久的に維持していく必要があると考えています。維持していくためには、町の負担と合わせまして、利用者の方の負担が必要であるため、無償での貸与は考えておりません。2つ目の施設利用料に対する補助制度の創設についてです。施設利用料は所得額に応じて1割から3割の間で負担をしていただいています。サービスには、支給上限額が定められており、限度額を超えてサービスを利用された場合は、全額自己負担となります。高額となった場合は、高額介護サービス費として給付を受けることも出来ます。さらに、所得の低い方には、負担限度額認定を受けていただくことで、居住費と食費の負担が軽減をされることになります。このような介護保険制度として、既に負担軽減策が図られておりませんので、町としましては、新たな補助制度を創設する考えはございません。3つ目の医師の診断書に基づく、補聴器購入に対する補助制度の創設についてにお答えをいたします。補聴器購入に対する補助制度としましては、障害者総合支援法、いわゆる障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく補装具費支給制度というものがあります。身体障害者手帳の交付が要件となります。高齢者の方も該当すれば、補助を受けることが出来ます。補装具費支給制度の対象とならない軽度、中度の難聴者に対する補助は、18歳未満の方を対象とした難聴児補聴器給付事業を島根県と協調して補助を行っております。これら補助事業の対象とならない方に対する補助は行っておりませんが、難聴に悩まれる方は全国共通の問題ですので、まずは、国が補助制度を創設すべきものと考えておりますので、町単独として補助制度を創設する考えはありません。4つ目の大雪、積雪や災害時に高齢者世帯が、一時的に避難できる住宅の確保についてお答えをいたします。大雪、積雪が予想され日常生活に不安を感じられる場合、町内には、小規模多機能施設や特別養護老人ホームの短期入所、養護老人ホームの生活管理指導短期宿泊事業などの制度がございますので、これらの施設で対応が可能なものと考えています。また、災害時には、ぜひ、避難所へ避難していただきますようお願いを申し上げます。

●原議長

中原議員。

●中原議員

ご丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。最初に、高齢者の今の実態ですね、数を示していただきまして、私が注目しましたのは、75歳から上の方ですね、いわゆる後期高齢者、ずっと見ましても75歳以下の人はですね、大体元気な人の方が多いという印象を持っておりますので、高齢化ですね、影響が出てくる75歳から上でどのぐらいの状態なのかと思って、今、お答えいただいた内容を足して見ますと85歳以上の人暮らしの方は、480名、この中にはおそらく施設で暮らしておられる方も相当あるかと思いますので、全部ではないんですが、480名の方が一人暮らしで生活しておられるというお答えをいただいております。これは、大体3割3ですね、33%近くに当たる、35%近くになると思いますから、相当な数字ですね、これらの方が一人暮らしを余儀なくされておられるということで、特に今回のようなですね、大雪が降った

りすると大変心配で、先ほどもちょっとご紹介しましたが、お尋ねしますと喜んでいただいたりですね、そういう時に、自治会役員から声がかかって本当にうれしかったとかですね、私のうちもそうですが、雪かきをしていただいたりですね、本当に助かると思いますし、ご近所ですね、去年一人暮らしになられたご婦人のところには、近所、近所といいますか、近在といったほうがいいんでしょうかね、娘さんや息子さんが、時間を置かずにですね、頻繁に訪ねて来ていただいているというふうな話も聞かしてもらいました。いずれにしても、表題でも述べましたが、高齢者の高齢化が進んでおります。したがって、一人暮らしでの生活がだんだん厳しくなってきてると。農業なんかもなかなか手に負えなくなっていると。私なんかも77で美郷に帰ってきたんですが、その時は元気ですね、80代ぐらいまでは、近所から10枚ぐらい田んぼを預かってですね、草刈りもし、耕してソバだとか小麦なんかを作ってきたんですが、さすがにここへ来てですね、厳しくなってきてるということもありますし、うちの前の道なんか雪かきをしないと、外出も出来ないというような状況なんですが、そういうところもですね、雪かきをしようという気になかなかならないと。雪をかいて腰でも傷めたら大変だという思いのほうが先に立っちゃうんですね、今回、自治会の役員さんがですね、除雪機を持ってきて、除雪をしていただいたりしましたから本当に助かったんですけども、そういう高齢者の高齢化が進行しているということですね。しかもそういう方々が一人暮らしをしておられると。こういうことについて、どういうふうな受け止めをしておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

中原議員のご質問でございます。高齢者の方が、お一人暮らし相当数いらっしゃるという現状について、町としてどう考えているのかということで、よろしいでしょうか。実際こういった形でデータのほうで出さしていただきますと、先ほど議員おっしゃったとおり、やはり、3割を超えるぐらいの一人暮らしの方が実際いらっしゃるという状況ですので、町とすると、やっぱり住み続けていただけるために、どのような支援をしていくのかっていうところはしっかりと、今の現状も踏まえながら、やはり考えていく必要があるというふうには思っております。よろしいでしょうか。

●原議長

中原議員。

●中原議員

認識はおそらく同じだというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。この問題で、議論はしたいことはいろいろあるんですが、今日ちょっと、私の質問のテーマとの関係からですね、先へ進ませてもらいたいと思います。最初の質問のところでも申し上げましたが、2000年に、この介護保険法は出来て、2015年にですね、大改定が行われたんですね。私も今回ちょっと調べてみたりして、大変な改定だったと。新しい法律をつくるぐらいですね、大きな改定だったなというふうに思ってるんですけども、1番大きな改定はですね、それまで介護保険法で制度化されておりました居宅サービスですね、要支援者の方に訪問して介護サービスをやると。これと、それから必要な場合

はデイサービスなんかを利用すると。この制度についてですね、それまでは、介護保険法でやっていたんですが、これを市町村の総合事業っていうのに移したんですね。これは調べれば調べるほどですね、大変大きな改定であって、介護保険法でやられてる時は、これは法律に基づく措置ですから、40歳から介護保険料を払ってきた人には、受給権があるわけですね、権利として要求もできるということがありますし、実施者の方もですね、基準は、国が一律に基準を定めてですね、実施をするということであったわけですが、これを、市町村主体の総合事業というものに移すということで、これは本当に大きな改定であったというふうに思っております。受給権はないわけですね。保険者ですね。それから、基準だとかそういうものも、国が定めるんではなくて市町村が基準を定めるということになっておりまして、費用なんかもそうですね。市町村が定めると。国の措置を、これまでやってきた措置を超えるようなことはしちゃいけないと。こういう色々本当に細かいところまでですね、しめた制度になっております。そこで、まず伺いたいのはですね、国が行っていた保険事業から、市町村主体の事業に移されたと。こういうことでですね、多分これが狙いだったんだろうと思うんですが、保険料ですね。保険料の支払いの額はですね、どういうふうに、この改革によって変化したのか。これまでですね、保険料で賄っていたものを、総合事業にした場合、財源はもちろん介護保険から出てるんでしょうけども、保険料として支給する額というのは、減ってきてるんじゃないかなというふうに思いますけど、その状況が分かりましたら。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

中原議員のご質問にお答えいたします。介護、まあ保険料というか、サービス費の支給額ということでおろしいでしょうか。こちらの方ですが、先ほど町長の方の答弁もございましたけども、総合事業に邑智郡3町同時期に移行しております。これは平成29年度から移行をしておるところなんですが、28年度につきましては、給付費全て全体です。美郷町が負担した額になりますが、こちらのほうは1億623万7971円になります。総合事業に移行しました平成29年度については、1億776万1001円。152万3030円の増、増えていると。増額になっているという状況になっております。

●原議長

中原議員。

●中原議員

そうすると、平成28年から29年という法改定直後ではですね、支給額というのは、ほとんど変わっていないというふうにお答えいただいたんですが、今はどうですか。

●原議長

健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

現状ということで直近のデータを申し上げます。これは令和5年度になります。こちらのほうは9510万6419円というのがデータとして残っております。下がっておる理由でございますが、こちらのほうは、認定者数が減少しておる。その制度移行からもう何

年経っておりますかね、7年程度経っておりますけども、そこから認定者数などが減ってきてているということで、こちらの方の金額を下がってきてているというふうに思っております。

●原議長

中原議員。

●中原議員

国の狙いは、介護保険料の支給額を減らしていくことが、大きな狙いだったんじゃないかなと思うんですが、今のところ、そういう効果って言ったらおかしいですね。そういうことは出でていないというお答えだったというふうに思います。それで、介護保険の法律に基づく制度からですね、市町村の総合事業に移されたと。これは私は悪いことばかりではなくてですね、非常に積極的なねらいもあると思うわけですね。地域の人たちが助け合って、お年寄りの生活を支えるというそういう仕組みをつくっていくということですから、これは介護保険の制度がどうあろうと、地域にとって必要ですね、本当に地域で助け合って暮らせるような、そういう地域を使つつくっていかなければいけないということからすれば、私はこの考え方ですね、反対をしているわけではありません。しかし、冒頭でも申し上げましたように、地域全体が今高齢化しているわけですが、そういう地域での総合計画、総合事業ですね、移していった場合に、受皿、受皿がですね、13連合自治会ですかね、ここにきちっとつくられてきているのかどうかと。まだ10年しか経ってないって言えば10年しか経っていないんで、まだ途上のところもあると思いますが、そういう地域の受皿ですね、これが今どうなってるのか。ちゃんと総合事業として受皿が出来てですね、今までどおりお年寄りの手助けが出来ると。こういうふうなところと、なかなかちょっと、そういうふうにならないというふうなところもあるのかなというふうに思いますけども、その辺の状況をお知らせ願いたいと思います。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

中原議員のご質問にお答えをいたします。先ほど町長のほうから答弁をさせていただいておりますとおり、令和6年度に4つの事業で、そういう軽微な生活支援、サービスの方を提供していただいている4つですね、4つの地域でサービスの方を提供していただいているという状況になっております。また、来年度、令和7年度から、もう1地域のほうで始められるという状況になっておりますので、来年度入れますと、5つの地域で行われるという見込みになっております。以上です。

●原議長

中原議員。

●中原議員

そうしますと、聞き間違いでなければですね、13地区ですね、連合自治会単位としてみますと、13地区あるわけですが、ここで、今そういう総合事業を実施していく体制が整っているところは、5地区というふうに考えていいわけですね。そうすると、あ

と8地区についてはですね、まだなかなかそういう受皿としての体制は、完備していないということだと思うんですが、それは、やっぱり私が心配しているような地域の高齢化が進んで、なかなかそういう仕事をやる人がいないというか、足りないというか、そういうふうに理解してよろしいんでしょうか。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

ご質問にお答えいたします。確かに地域の方は高齢化確かにされているというふうに思っております。それは間違いないと思うんですが、ただそれだけの理由で進んでないというふうに思っておりません。やはり、地域の中で、地域づくりって先ほどおっしゃいましたけども、その部分が一番やっぱり重要なのだろうというふうに思っておりまして、まず、その地域全体で、どういった課題があるかっていうとを把握をしていただいて、そのために何をするかっていうところを、やはり地域が考えていただく。そこに役場の方も入らせていただいて一緒にになって考えていくというのが、この総合事業の本質の部分であるというふうに思っております。そういったお考えをですね、まとめていただき、コーディネーターっていう方もいらっしゃいますけども、そういった方がまとめていただきながら、地域全体で考えていく。体制づくりをつくるというところにやはり少し、これは時間がやっぱりかかるというふうに思っておりますので、一概にこの高齢化だけで、そういった事は出来ていないかというとそうではないというふうに思っております。町とするとやはり引き続き丁寧にですね、地域の方に出向かせていただいて、お話を一緒にさせてもらいながら、こういった地域で支える体制づくりについて構築をしていきたいというふうに考えています。

●原議長

中原議員。

●中原議員

国の方ではですね、2015年に、この改定を行ったんですが、大体10年ぐらいはかかるんだろうということで、2025年ですね、つまり今年なんですが、今年度までを一つの目安にして、そういう地域の受皿を作っていくと。こういう方向と考え方でいるなんですね。それにはもう少し時間がかかるというふうに受け止めていいんでしょうか。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

今のご質問でございますが、もう少し時間がかかる。やはりこれは地域でしっかりと合意形成をされた上で、やっぱり実施していくものだというふうに思っております。自分たちが暮らしていく地域、それをつくっていくっていうところだと思いますので、やはり丁寧な議論をやる、町の方も入らせていただいてやるっていうところが必要ですの、やはり少し時間はかかるかと思います。それで現状を踏まえまして、先ほど町長から答弁もありましたが第9期の高齢者福祉計画においては、令和8年度において6つ

の地域が実施するというところですので、まずは当面は、そのこ6つを達成していくけるように頑張っていきたいというふうに思っております。

●原議長

中原議員。

●中原議員

なかなか国が想定してたようなテンポでは、地域の体制は整っていかないし、いけないと。しかし、そういう目標を持って、今取り組んでいる最中というふうに受け止めさせていただきましたが、その場合ですね、ちょっと私が心配しておりますのは、2つありますて、1つは先ほどお答えいただきましたように、地域の体制づくりの見通しですね、だんだん地域そのものが高齢化してると。働き手がいないと。民生委員さんの欠員も、今でも3名ぐらいあるのかな。ということで、なかなか人が揃わないという問題が一つあると思います。これは、今後どうなっていくのかと、高齢化が進行する中ですね、体制を作っていく見通しがあるのかという問題が1つあります。それからもう1つ心配なのは、2015年以前ですね、国の法律によってデイサービスと、それから、介護サービスですね、これを受けておられたお年寄りがおられると思うんですけども、こういう人たちがですね、体制が出来たところは、それなりのカバー出来るんだと思うんですが、体制が出来てないところですね、そういう地域が、まだ現在でも7つ、8つ体制が取れてないところ、地区ですね、あるわけですけども、そういうところでは、それまで介護保険で受けていたデイサービスや訪問介護ですね、こういうものがどういうふうになってるのか。そういうサービスが受けられるのか、少し不自由になってるのかですね。その辺の変化といいますか、そこら辺についてちょっとお考えがございましたら。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

ご質問にお答えいたします。2点ご質問いただいたというふうに思っております。まず1点目の方の、そういった組織的なところがなかなか難しい地域というところで、どのような考えがあるかということでございますが、既にやっていらっしゃる地域もあるんですけども、町とすると、やはり単位とすると、生活支援体制を整備していく単位ですると、連合自治会単位というふうに考えておりますが、そういった体制がなかなか難しい地域については、複数の連合自治会で実施は出来ないかということは、一つ考えを持っております。実際に別府地域とそれから君谷地域の一部については、別府のほうから、これNPOさんがやっていらっしゃいますが、そういったサービスを実際もう提供していただいている地域もございますので、こういった事例を活かしながら、なかなか単独では難しい地域については、複数の連合自治会で対応出来ないかということは、また、働きかけ等ですね、町からもしていって、体制づくりを進めていきたいというふうに考えております。それから2点目の方ですけども、要支援になられた方の訪問介護、それからデイサービスについての状況ということでございますが、制度改正されましたけども、これについては、きちんとサービスを受けていただく前にアセスメントですね、状況の確認をお1人ずつさせていただいているという状況になっております。それで、引き続き、デイサービスであったりとか、訪問介護であったりとか、そういったサービスは受

けていただいているという認識であります。以上です。

●原議長

中原議員。

●中原議員

ちょっと確認をさせていただきますけども、地域で体制をつくることがなかなか困難なところもあると。13連合自治会の中にはですね。したがって、連合自治会を2つぐらい一緒にして体制を作る方向も、これから検討してみたいというお考えだなというふうに受けとめて、それで間違いがなければそれでいいんですけど。それから、この改定前ですね、2015年前に、デイサービスなり、居宅介護なり受けてた方はですね、国の制度でなくなってきたから、サービスの質は変わったのかもわかりませんけども、いわゆるそういうデイサービスの必要な方、それから、訪問介護が必要な方ですね、こういう方については、国の制度はなくなったけども、概ね今のところ何とかカバーしてサービスが受けられるような状況になっているということで、よろしいんですか。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

まず1つ目でございます。2つの連合自治会そういう組織で、2つでやるというふうな形ではなくて、複数、それは状況に応じて変わってくるのかなと思います。2つになるのか、3つになるのか、4つになるのか分かりませんけども、そういういた体制づくりっていうのは、やっていく必要があるかな。これは、地域の実情に応じて柔軟に対応していくべきだというふうに考えております。それから2点目の方でございますが、今回、総合事業やるところでございますけども、目的とすると、今まで全国一律のサービスであった介護保険っていうところを、地域の実情に応じて実施をしていく。そのためには、もちろん今までの事業者とあわせて地域住民の方のお力もお借りしながら、多様なサービスを提供していく。その方に合ったサービスを提供していくっていう形のものだというふうに考えております。そのために、しっかりと状況確認をさせていただいた上で、どういった、例えば訪問介護についても、地域でやるサービスになってくると、例えばごみ出しであったりとか、簡単な電球交換とかですね、そういういた簡単な家事援助っていうサービスを、どの程度必要なのかというところを事前にしっかりと調査を、お1人ずつさせていただいた上でサービス提供させていただいていると思いますので、逆に言うと必要なサービスをきちんと受けいただける体制が出来たというふうに思っております。ですので、サービスの裾野が広がったというふうに町では認識をしております。以上です。

●原議長

中原議員。

●中原議員

制度が変わって、デイサービスにしても、施設利用にしてもですね、これは国の制度ではなくなったわけですね、国の制度じゃないと。基準だとか、そういうものについても、市町村で定めることができるということだと思いますから、ここをですね、また議

論していくとちょっと時間が足りなくなると思いますんで、今日はやめますけども、国がですね、介護保険法で提供してたサービスを地域に委ねていくということで、私はいい面は最初言いましたようにあると思ってるんですね。地域で本当に助け合っていかないやいけないですから、そういうことを体制をつくっていくというのは、非常に大事なことだと思ってるんで、そこは、私も異議を持ってるわけじゃないんですけども、しかし、最初に言いましたように、とにかくみんなで一緒に年取ってるわけだから、だんだん、そういう助け合いが出来なくなる地域になりつつあるんじゃないかということが心配で、この問題を取上げているわけですけども、そこをですね、今後の展望も含めてやっていきたいということだと思いますんで、まだまだここは議論したいことはいろいろあるんですね、要するにサービスの水準が、国のやつた水準と、今、美郷町がやろうとしてる水準、この水準についても町が決定できるというわけですから、その水準がどういうものであるかっていうのは、みんなで議論する必要も出てくるんじゃないかというふうに思ってますので、もちろん、町役場にもですね、専門家の方たくさんおられますから、そういう方のご意見やなんかも伺ってですね、どういうサービスが地域でできるのかということは、やっぱり検討していく必要が、引き続きあるんじゃないかというふうに思ってますんで、そこはぜひ、今後の課題としてお願いしておきたいと思います。時間もだいぶんなくなったんで、第3点目の具体的な要望を私しておりますが、その点についてですね、大事なことを伺うの忘れた。今ですね、施設入所だとか施設利用を希望しながら、なかなか実現出来ないと。いわゆる待機者ですね。待機者、施設利用の待機者はどのくらいあるのか。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

ご質問でございます。施設利用の待機者ということでございますが、こちらは入所者待機者ということでお答えをさしていただいてよろしいでしょうか。町内の方に入居施設、介護保険の関係ですね、これ施設が2つございます。こちらの方は、今現在、町民の方で待機をされている方が26人いらっしゃる状況になっています。以上です。

●原議長

中原議員。

●中原議員

この待機者の方の数字については、私、3年か4年前に、やはりお尋ねしたことがあるんですが、その時とあんまり変わってない感じですね。増えてもいいけど、あんまり減ってもいないと。だいたいこの待機者の方というのは、希望してからですね、どのくらい待たなきやいけないですか。平均。およそでいいんですが。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

お答えいたします。お答えになるかどうか分かりませんが、現状というところでお答えしたいと思います。これは施設数の方で、2か月に1回入所の判定委員会というものを

開催されておられます。その中で各個人の状況に応じて、緊急性というか、高い方から順に入所していただくというふうな状況というふうにお聞きをしております。施設の方と少し前にお話をする機会があったんですが、その際にお話を聞くと、大体年間ですね、8名から9名程度の方が退所をされるという形になっています。そうしますと、空きが出来ますので、その方に入っていただくという流れになります。26人ということになりますと、先ほどのちょっと簡単なデータになりますけども、そういう範囲というふうな形なのかなというふうに思います。以上です。

●原議長

中原議員。

●中原議員

やっぱり、私いつも時間が足りなくなって、時間内に終わりますからお願ひします。4点ばかりお願ひしてますね、課題について、具体的に伺っていきたいと思いますが、1つは早助ですよね。先ほどこれで助かったっていう話はね、私も直接聞きましたし、これ何年か前になるんですが、日射病ですね、倒れた人も、こので早助で助かった人が、私の近所でもあるんですね、ですから、この早助の役割というのはですね、非常に大きいと思ってるんですが、字もですね、早く助けるっていうふうに書いてと早助呼ぶらしいですから、非常にいいネーミングですよね。この早助について、現行は、月々の利用料は500円と、貸与する時に1万円が必要だということで、この前、予算委員会の質問の中でですね、この早助の利用状況について質問があったんですが、確かに間違ったかも分からぬんですが、44件、今のところ貸出していると。そのうち5件だったか、7件だったかは、宙に浮いてるみたいな感じで、実際には使われていないというふうなお話だったと思いませんけども、私はこの早助はですね、早く助けるという機械の名のごとくですね、本当に、特に一人暮らしの方ですね、一人暮らしの方にとっては、命綱にもなりかねないという性格を持ってると思います。ですから、このに早助ついてですね、やはり、今3割を超える方が、後期高齢者の方で、一人暮らしでおられると。もちろんこの施設に入っておられる人もありますから、もっと数が減るんでしょうけども、一人暮らしで暮らしてると、こういうものに助けられることは多いんじゃないかと思うんですね。ぜひ、ご検討をお願いをしたいという点とですね、もう1点だけ強調させてもらいたいんですが、補聴器の件ですね。これ今重要視されてるのは、難聴の方がですね、認知症につながっていくと。こういうことが指摘されておりまして、この認知症を防ぐという点でもですね、難聴の方を放置しないで、きちんと補聴器で補装具で、補ってもらうということは、美郷町の後期高齢者の福祉計画の中でも、美郷の場合は認知症対策が、最も重要だというふうに言っておられるわけで、ぜひそういう観点からですね、この補聴器については、もっと難聴を抱えている方が利用しやすいものにしていくという点ですね、ぜひご検討いただきたいというふうに考えております。

●原議長

番外、健康福祉課長。

簡潔に。

●石田健康福祉課長

先ほど町長の方からも答弁させていただいたとおりでございます。早助につきまして

は確かに有効な手段であるというふうに町でも思っておりますけども、やはり、有効な手段、恒久的にやっぱり維持していく必要があるという観点からですね、やはり、ある一定の負担をいただきたいというふうに考えております。それから、2点目の補聴器の方でございますが、こちらの方は、やはり、全国的にやはり問題になっているというふうに認識を持っておりますので、やはり、まずは国がそういった補助制度をですね、しっかり創設すべきだというふうに考えております。ですので、こちらについても町の単独では考えてはおりません。以上です。

●中原議員

時間が来ましたので、これで終わりいたします。

●原議長

中原議員の質問が終わりました。

以上で本定例会に通告されておりました一般質問が全て終了いたしました。

ここで10時45分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10時34分)

(再開 午前 10時45分)

●原議長

会議を再開いたします。

日程第4、委員会審査報告及び質疑を議題といたします。

各委員会に付託した案件の審査結果報告を求めます。

初めに、総務委員長。

●原議長

7番、福島議員。総務委員長。

●福島副議長

牛尾委員長、病欠のため、私が読み上げて報告させていただきます。平和7年3月14日。美郷町議会議長 原克美様。総務委員会委員長 牛尾博文。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件。議案第6号、美郷町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、美郷町デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、美郷町サテライトオフィス条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、美郷町職員の給料に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、辺地に係る総合整備計画の策定について、議案第24号、辺地に係る総合整備計画の策定について、議案第25号、辺地に係る総合整備計画の策定について、議案第26号、公の施設の指定管理者の指定について、以上であります。

●原議長

総務委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

総務委員長、ご苦労さまでした。

続いて、教育民生委員長。

●原議長

4番、日高議員。

●日高議員

教育民生委員会に付託を受けました案件について、報告をいたします。令和7年3月14日。美郷町議会議長 原克美様。教育民生委員会委員長 日高学。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件。議案第28号、財産の取得について、議案第29号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて、議案第30号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて、以上です。

●原議長

教育民生委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑はないようですので、質疑を終わります。

教育民生委員長、お疲れさまでございました。

続いて、産業建設委員長。

●原議長

12番、西嶋議員。

●西嶋議員

朗読をもって報告といたします。令和7年3月14日。美郷町議会議長 原克美様。産業建設委員会委員長 西嶋二郎。委員会審査報告書。本委員会に付託されました下記案件について、慎重審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。記、付託された案件、議案第11号、美郷町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、美郷町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、美郷町借上型町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、美郷町ファミリー向け移住住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、美郷町簡易給水施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、公の施設の指定管理者の指定について、以上です。

●原議長

産業建設委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

産業建設委員長、ご苦労さまでした。

続いて、予算決算委員長。

●原議長

9番、山本議員。

●山本議員

読み上げて報告といたします。令和7年3月14日。美郷町議会議長 原克美様。予算決算委員会委員長 山本幹雄。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件。議案第16号、令和7年度美郷町一般会計予算、議案第17号、令和7年度君谷診療所特別会計予算、議案第18号、令和7年度美郷町国民健康保険特別会計予算、議案第19号、令和7年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第20号、令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号令和7年度美郷町簡易水道事業会計予算、議案第22号、令和7年度美郷町下水道事業会計予算、尚、議案第16号につきましては、委員3人の反対、議案17号につきましては、委員1人の反対がそれぞれありましたが、いずれも賛成者多数により、当委員会では、原案に対して可としたことを申し添えます。以上です。

●原議長

予算決算委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

予算決算委員長、ご苦労さまでした。

日程第5、議案の討論及び表決を議題といたします。

初めに、議案第6号から議案第30号までの議案25件について一括して討論に入ります。討論のある方は、議案番号を示してからお願いをいたします。

まず、反対討論はありませんか。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

議案第16号につきまして、これは新年度予算案ですけども、反対の立場から討論に参加をいたします。共産党の中原でございます。よろしくお願いします。まず、反対討論でこんなこと言うのをおかしいんですが、今年度の予算ですね、よく練られて、細か

いところまで、かなり気を使った予算になってると思います。そういう点では評価点として、幾つか事例を挙げてみますと生活困窮者や障がい者などの自立支援策、ここにもあります。児童手当もですね、増額されております。腹部エコー検査などはこれは新設をされました。食育指導にも一定の予算がつけられました。生活交通ですね、これについても細かい配慮が見られました。学校ネットワークの整備ですね、これも増額をして必要な予算になっている。それから、子ども未来応援金ですね、これにも予算がつけられております。他にも色々あるんですが、述べてきましたように、大小ありますが、新しく予算化されたものもありますし、増額されたものはあるんですけども、こうした点は、本当に大事にしたい予算だというふうに思っております。その上で、反対の理由について、2点述べたいと思います。1点目はですね、町の基幹産業である農林水産業ですね、これに対する予算が大幅に減額されていることです。対前年比で2億4500万、パーセントについて34%減になっています。これは予算全体で言いますと、労働費に次いで、下げ幅が大きいと。細かく中身を見てみると、集落営農ですね、これについても減額をされている。ファームサポートですね。このファームサポートについては、私は町長が施政方針演説で、ファームサポートの位置づけについてですね、これまで強調されてきた稼げ稼げということから転じてですね、農家支援ということに重点が移されて大変良かったと思ってるんですが、予算的にはですね、これは評価できるような予算のつけ方ではなかったと思っています。細かいことですが、薬草栽培だとかですね、あるいは畜産ですね、こういうところに対しても減額になっております。私は今、美郷町の農業ですね、大変厳しい状況に置かれていると。耕作放棄地も年々広がってると。私の近所だけかもわかりませんが、そういう状況があります。担い手もですね、非常に厳しい。こういう時でありますから、やっぱり基幹産業としての位置づけをしてですね、されてるわけですが、農林水産予算は、これに携わってる町民を励ます予算にすべきだというふうに思っておりますので、反対の理由の1番目に上げたいと思います。反対の理由の2つ目は、これは予算決算委員会でも申し上げましたバリの町問題です。これ前年比で800万ばかり増えてそんな大した金額ではないというふうに思ってるんですが、先ほど一般質問でも述べましたように、高齢者をはじめですね、町民の皆さんが、非常に今、生活に苦労されてる。それから、先ほど申しましたように、農業などもですね、大変な状況にある。こういうときですから、やっぱり、バリの町ですね、これは、私も予算決算委員会で申し上げましたが、このバリの町に反対してるわけではありません。申し上げましたが、自治体ですね、自治体同士が、こういう友好関係を結ぶというのは非常に大事なことだというふうに思っておりますし、しかもこれも申し上げましたが、第2次世界大戦においてですね、現地で大変な被害を与えており日本軍がですね、そうした過去の負の歴史をですね、考えてみてもですね、こうしたバリ、インドネシアの町ですね、自治体と友好関係を結ぶということは意義のあることで、ここは、30年ぐらい友好が続いているわけありますが、これはこれで大事にしたいと思っています。大田市に行きましたら、大田市の場合は名前が同じだということで、韓国のテジョンですね。タイデンと友好関係を結んでおられます、ここも色々あるようなんですね、歴史問題が、ぶり返す度に難しいことが起こってくるということがあります、私はバリの町についてはですね、それぐらいの覚悟をして、友好親善を強めていくということが大事ではないかというふうに思ってまして、本予算ですね、それほど大したこ

とではないんですが、増額してまでですね、これをやるということについては、反対ということを表明しておきたいと思います。以上、予算 16 号議案に反対する理由を述べまして、私の討論を終わりたいと思います。

●原議長

議案第 16 号についての反対討論が終わりました。

次に、議案第 16 号について、賛成討論はありませんか。

●原議長

8 番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

8 番、藤原でございます。議案第 16 号に対しまして、賛成の立場で、討論に参加させていただきたいと思います。町長は、令和 7 年度の施政方針で 2 つのビジョン活気あふれる明るい町、町外との活発な交流のある町の実現に向けて、1 段先の新たなフェーズに移る準備が整ったと述べられました。新たな局面を、「活気あふれる町 2.0」とし、2 つビジョン実現のため、ギアを上げて重要施策を進め、町に活気を生み出すために全力で取り組むとし、このたびの予算案を提出されました。財政面からは、財政確保に積極的に動かれ、知恵を絞っていることが伺える予算となっております。一般会計の総額は、令和 6 年度と比べると約 3 億円増の 77 億 4900 万円となっていますが、国庫支出金は、前年度 7 億 5800 万から 11 億 7900 万と、前年度比で、4 億 2000 万円と大幅な増額となっております。また基金の繰入も減額となっております。このことは、様々な施策の推進のため、国などの動向に応じての素早い情報収集あるいは財源確保に努力した予算編成であり、大いに評価をいたすものであります。施策面からは新年度において、町の強みを活かした 3 つの注力施策を打ち出されております。1 つ目のカヌーの町づくりについては、インターハイに向けた入念な準備予算や、カヌーの地域クラブ化、全国のカヌー競技者、関係者を呼び込む施策など、インターハイを絶好の機会と捉え、カヌーの町づくりに活かす予算となっております。2 つ目のバリの町づくりは、バリ訪問で 3 つの親善大使の創設あるいは、カヌー博物館を活用したバリ文化発信拠点の整備、バリフェスティバルなどの充実など、バリ関連の文化施策は、より町づくりに貢献するものとなっております。3 つ目の美郷バレー構想では、これまでの取組みの幅が広がり、それらを、さらに次の段階に進めていく取組み予算が盛り込まれており、産官学民や地域との連携による更なる発展が期待される予算となっております。その他としまして、テレワークの普及や自然豊かな環境への関心の高まりから、二地域居住への関心が高まっていく中での二地域居住アドバイザーの創設は、国の政策方針を機敏に捉えた施策と評価をいたします。また健康づくり、高齢者福祉についても、すい臓がんあるいは、歯周病対策等の検診メニューの追加と、健康長寿のための取組みが強化をされております。その他、防災対策、交通対策、空き家対策などの取組みもしっかりと配慮をされております。今年度の補正予算で繰越事業とされました本年 8 月に行われる経済対策、みさと。PAY 半額まつりは、物価高騰対策として、住民の期待も大きく、これまで 2 回のキャンペーン同様、町内消費の循環に大きく寄与し、実質的な新年度予算であります。これら政策方針を述べられた住民暮らしに密着する重要な課題に対する対処策や将来を見据えた問題解決の取組みが網羅されております。町長は施政方針の最後にですね、

「為せば成る、為せねば成らぬ、何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」何事も努力をすれば実現できる。実現出来ないのは努力をしないからだと。名言、上杉鷹山の言葉を紹介し、今後の意気込みを述べられ、本予算を提案されたことを皆様方に改めて紹介を申し上げ賛成討論といたしたいと思います。議員各位の賛同をよろしくお願ひをいたします。

●原議長

議案第16号についての賛成討論が終わりました。

議案第16号について討論を繰り返します。

他に、反対討論はございませんか。

(なしの声)

●原議長

他に、賛成討論はございませんか。

(なしの声)

●原議長

いずれも討論がないようですので、議案第16号の討論を終わります。

残余の議案について討論はございませんか。

(なしの声)

●原議長

討論なしと認めます。

続きまして、採決に入ります。議案第6号から議案第30号までの25議案について、順次採決を行います。

これらの議案について、各委員会からはいずれも可決とすべきとの委員長報告がありました。

お諮りします。

初めに、議案第6号、美郷町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、美郷町デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、美郷町サテライトオフィス条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定いたします。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定いたします。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、美郷町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定をいたします。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、美郷町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号、美郷町借上型町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号、美郷町ファミリー向け移住住宅条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号、美郷町簡易給水施設条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号、令和 7 年度美郷町一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め確定します。

(賛成多数)

●原議長

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号、令和 7 年度君谷診療所特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号、令和 7 年度美郷町国民健康保険特別会計予算について、委員長

報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対の方を押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号、令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号、令和 7 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号、令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号、令和 7 年度美郷町下水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号、辺地に係る総合整備計画の策定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め確定します。

(賛成全員)

●原議長

全員賛成であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号、辺地に係る総合整備計画の策定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号、辺地に係る総合整備計画の策定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。
押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。
押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定いたします。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号、財産の取得について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。
(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。
(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。
(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。
(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、発委の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

お手元に配付しておりますとおり議会改革特別委員会から発委第1号、美郷町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、そして、議会運営委員会から発委第2号、美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発委第3号、美郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されましたので、これら3件を一括して上程いたします。お諮りします。

発委第1号から発委第3号につきましては、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認め、よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

それでは、初めに、発委第1号、美郷町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入れます。

お諮りします。

原案のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

しばらくお待ちください。

(採決システム準備中)

●原議長

これより、採決に入れます。

お諮りします。

原案のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成多数)

●原議長

賛成多数であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号、美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので質疑を終わります。

これより討論に入れます。

討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入れます。

お諮りします。

原案のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって発委第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第3号、美郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでの質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

原案のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

日程第8、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付してありますように、各委員会から閉会中の継続審査調査の申出が提出されておりますので、これらの申出のとおり、それぞれの委員会へ付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認めます。よってそれぞれの委員会へ付託することに決定しました。

本定例会へ付議されました案件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じるとともに、令和7年美郷町議会第1回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉会午前11時37分)